参考資料

浦添市行政改革取り組みの経緯

年度	計画等	おもな取り組み・成果	地方行革指針等
S56		行政改革委員会設置	
S57		行政診断実施	
S58		民間委託スタート 学校給食配送業務 電話交換業務 道路維持補修業務ほか	
S60			「地方公共団体における行政改革の方針」
S61	浦添市行政改革大綱	浦添市行政改革審議会設置(H7廃止) 浦添市行政改革推進本部設置	
平成6		自主研究グループ活動助成スタート	「地方公共団体における行政改革推進のための指針」
平成7		浦添市行政改革推進委員会設置	地方分権推進法成立
平成8	第2次 浦添市行政改革大綱 浦添市定員適正化計画	事務事業の総点検(H10、H11にも実施) ロビーアシスタントの設置	
平成9		タイプ浄書委託廃止 庁内LAN整備	「地方自治・新時代に対応した地方公共団体の行政改革推進のための指針」
平成10		行政手続条例制定 税関係昼食時窓口サービス開始	
平成11		情報公開条例制定	
平成12		水道メーター閉開栓業務委託開始 戸籍事務の電算化	地方分権一括法施行
平成15	第3次 浦添市行政改革大綱 浦添市定員適正化計画 浦添市行財政集中改革プラン	まじゅんらんど指定管理者制度導入	骨太方針
平成16		浦添市産業振興センター・結の街指定管理者制度導入	三位一体改革開始
平成17		かりゆしセンター指定管理者制度導入 リサイクルプラザ研修事業委託 浦和寮指定管理者制度導入 広報紙広告掲載	集中改革プラン 「地方公共団体における行政改革の新たな推進のための指針」 行政改革のための重要方針
平成18		浦添市都市公園、てだこホール、サン・アビりティーズうらそえ、老人福祉センター、地域福祉センター指定管理者制度導入 小・中学校一般事務職員配置見直し 行政評価制度導入 人材育成基本方針「前向宣言」策定	行政改革推進法 「地方公共団体における行政改革の更なる推進のための指針」 地方分権改革推進法成立
平成19		牧港保育所民営化 水道事業管理者を市長が担う 小・中学校図書館事務職員配置見直し	地方分権改革にあたっての基本的な考え方、中間的な取りまとめ
平成20		体育施設指定管理者制度導入 港川共同調理場業務委託 人事評価制度試行スタート 公共施設等における職員駐車の有料化 日直手当見直し	第1次・第2次勧告
平成21		浦添共同調理場業務委託 浦添商工会議所への職員派遣廃止	第3次勧告
平成22	浦添市行財政集中改革プラン （継続取組分）	H18～H22で職員58人削減 保育所調理業務民間委託 納期前納報奨金制度の廃止	地域主権戦略大綱
平成23		帳票アウトソーシングの実施 証明書手数料改定 中央公民館、美術館使用料改定	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第1次一括法、第2次一括法）
平成24		社会福祉協議会への職員派遣廃止 議員定数見直し 市長公務運転業務委託廃止	
平成25		体育施設使用料、ハーモニーセンター使用料の改定 雑誌スポンサー制度開始	「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（第3次一括法）

各種統計

1　浦添市の将来人口
〈これまでの動向と推計〉

〈年齢3区分別人口〉

	平成22年度		平成27年度		平成32年度	
	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)	人口(人)	割合(%)
総人口	111,000	100	116,000	100	120,000	100
年少人口(15歳未満)	21,100	19	20,900	18	19,200	16
生産年齢人口(15～65歳未満)	73,200	66	75,400	65	76,800	64
老年人口(65歳以上)	16,600	15	19,700	17	24,000	20

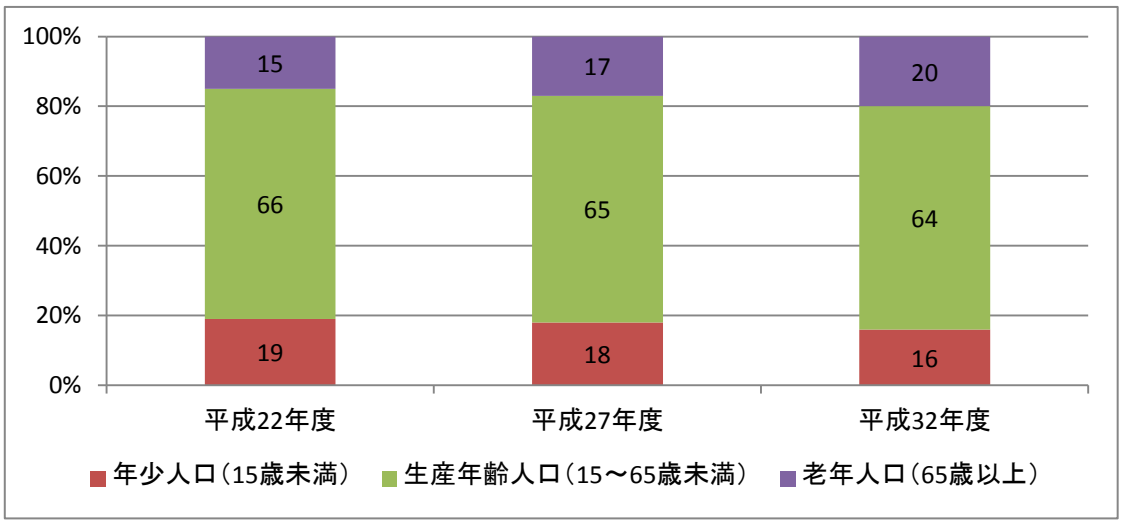

(「第四次浦添市総合計画」より)

2　市債現在高の推移と見通し

（単位：千円）

区　分	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
市債借入額（総額）	2,885,280	2,383,495	3,243,446	3,361,246	3,094,719	2,921,155	2,921,155
建設事業債等	898,100	617,500	1,381,501	1,499,301	1,232,774	1,059,210	1,059,210
臨時財政対策債	1,987,180	1,765,995	1,861,945	1,861,945	1,861,945	1,861,945	1,861,945
元金償還額（総額）	2,768,004	2,855,876	2,934,361	2,917,102	2,953,007	2,882,647	2,777,339
建設事業債等	2,375,413	2,396,292	2,426,053	2,331,107	2,252,989	2,076,844	1,857,859
臨時財政対策債	392,591	459,584	508,308	585,995	700,018	805,803	919,480
利子償還額（総額）	669,181	630,504	578,346	540,228	516,420	481,687	450,547
建設事業債等	522,345	469,755	412,159	371,760	341,164	302,680	268,724
臨時財政対策債	146,836	160,749	166,187	168,468	175,256	179,007	181,823
市債現在高（総額）	32,818,984	32,346,603	32,655,688	33,099,832	33,241,544	33,280,052	33,423,868
建設事業債等	22,141,818	20,363,026	19,318,474	18,486,668	17,466,453	16,448,819	15,650,170
臨時財政対策債	10,677,166	11,983,577	13,337,214	14,613,164	15,775,091	16,831,233	17,773,698

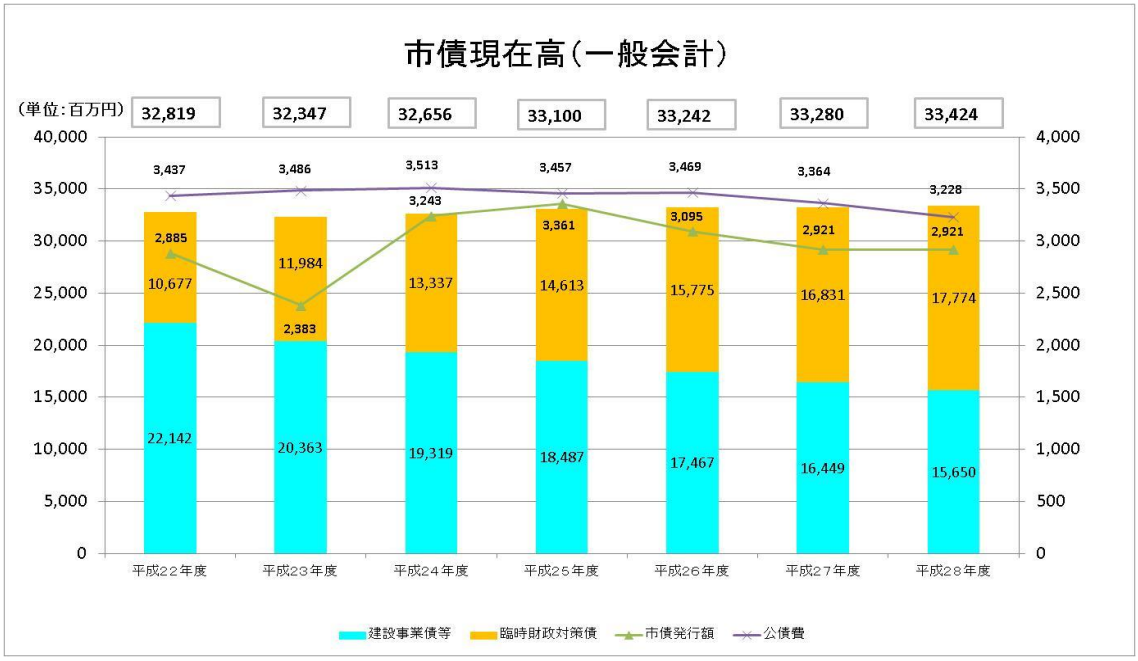

（「平成25年度浦添市財政の収支見通し」より）
※平成25年度から平成28年度まで推計

3 市町村財政比較分析表(普通会計決算)

平成23年度　沖縄県浦添市

人口	112,413 人(H24.3.31現在)	実質赤字比率	- %
面積	19.27 ㎢	連結実質赤字比率	- %
歳入総額	38,213,357 千円	実質公債費比率	10.7 %
歳出総額	36,954,082 千円	将来負担比率	89.9 %
実質収支	885,586 千円	市町村類型	H19 Ⅲ－3　H20 Ⅲ－3　H21 Ⅲ－3
標準財政規模	20,485,564 千円	(年度毎)	H22 Ⅲ－3　H23 Ⅲ－1
地方債現在高	35,437,295 千円		

当該団体値 / 類似団体内平均値 / 類似団体内の最大値及び最小値

※市町村類型とは、人口および産業構造等により全国の市町村を35のグループに分類したものである。当該団体と同じグループに属する団体を類似団体と言う。
※平成24年度中に市町村合併した団体で、合併前の団体ごとの決算に基づく実質公債費比率及び将来負担比率を算出していない団体については、グラフを表記しない。
※充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体については、将来負担比率のグラフを表記しない。
※類似団体内平均値は、充当可能財源等が将来負担額を上回っている団体を含めた加重平均であるため、最小値を下回ることがある。
※「人件費・物件費等の状況」の決算額は、人件費、物件費及び維持補修費の合計である。ただし、人件費には事業費支弁人件費を含み、退職金は含まない。

将来負担の状況

将来負担比率 [89.9%]

類似団体内順位	全国平均	沖縄県平均
69/88	69.2	69.4

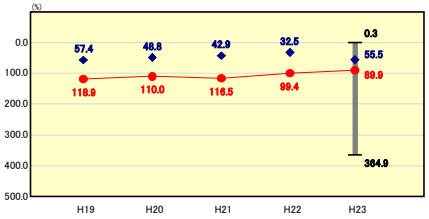

将来負担比率の分析欄

類似団体平均を34．4ポイント、全国平均を20．7ポイント上回っている。
これまで順次行ってきた小中学校関連改築事業並びに幼稚園園舎改築事業、公園整備事業や道路整備事業等により地方債の残高が増大した。
今後、沖縄都市モノレール事業等により地方債が更に増加する傾向にある事を踏まえ、普通建設事業の緊急性・必要性を精査し市債発行額を抑制する。また、各事業の取捨選択を図り事業の見直し等の行財政改革を推し進め将来負担の軽減に努める。

財政力

財政力指数 [0.73]

類似団体内順位	全国平均	沖縄県平均
48/88	0.51	0.33

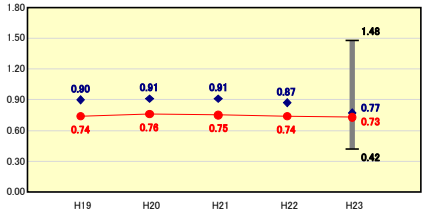

財政力指数の分析欄

財政力指数については県内平均を上回っているが、他の類似団体と比較すると財政基盤が強い方とはいえない。また、4年間で各0．01ポイントずつ減少している状況である。
今後は基準財政収入額、基準財政需要額ともに、地方財政計画や交付税総額との関連性を見極め、財政基盤を強化するために一般財源(主に税収入)を確保する施策の展開が必要である。

公債費負担の状況

実質公債費比率 [10.7%]

類似団体内順位	全国平均	沖縄県平均
55/88	9.9	11.0

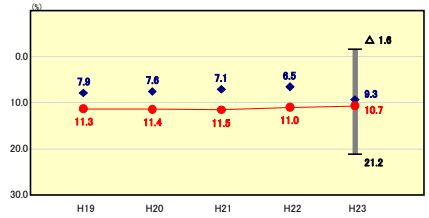

実質公債費比率の分析欄

類似団体平均を1．4ポイント、全国平均を0．8ポイント上回っている。
普通建設事業費に係る起債の償還等に伴い上昇している。
今後も普通建設事業の緊急性・必要性を精査し、各事業の取捨選択又は見直し等を図り市債発行額を抑制し、起債に大きく頼ることのない財政運営に努める。

財政構造の弾力性

経常収支比率 [89.5%]

類似団体内順位	全国平均	沖縄県平均
39/88	90.3	85.4

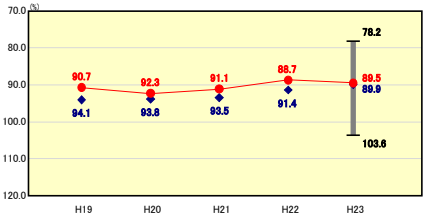

経常収支比率の分析欄

平成20年度をピークに年々減少していたが、今年度においては0．8ポイント増で更に県内平均も上回っている状況である。
内訳を見ると人件費が最も高い割合を占めているが、その数値は徐々に改善されてきている。
直近の数年間は当初予算編成時において経常的経費の枠配分を実施し、経常的経費を対前年度3%～5%程度圧縮するよう取り組んできているが、扶助費の急激な伸びに対応できなくなってきている状況である。今後は尚一層の自主財源の確保と経常経費の抑制に努めていく必要がある。

定員管理の状況

人口千人当たり職員数 [6.24人]

類似団体内順位	全国平均	沖縄県平均
34/88	7.17	7.56

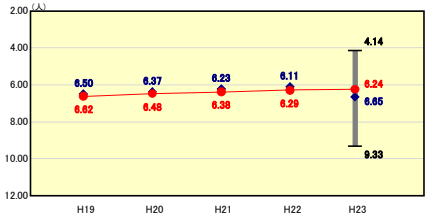

人口千人当たり職員数の分析欄

人口増加により行政需要が伸びる中、「浦添市行財政集中改革プラン」(H17～H21)及び「同プラン継続取組分」(H22～H24)に則り、指定管理者制度の導入、民間への業務委託の推進、さらに現業職員の退職不補充を実施し、定員の削減に努めてきた。その結果、平成17年から平成22年においては、当初の職員定数削減目標55人(6.4%)を上回る59人(6.84%)の削減を達成した。普通会計のみに限ると63人(8.17%)の削減を達成している。
今後も継続して簡素で効率的な行政運営を目指し、事務事業及び組織の見直しや保育所民営化等の推進により定員適正化に努める。

人件費・物件費等の状況

人口1人当たり人件費・物件費等決算額 [97,531円]

類似団体内順位	全国平均	沖縄県平均
22/88	119,477	114,341

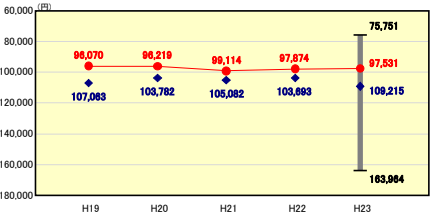

人口1人当たり人件費・物件費等決算額の分析欄

前年度と比して物件費が1．7%増加しているが、人件費、維持管理費ともに減少している。また、人口においても950人増加した結果、人口1人当たりの人件費・物件費等決算額は、前年比で0．4%減少している。
類似団体平均及び県内平均のいずれと比較しても下回っており、おおむね適正といえるが、今後も施設の維持管理経費等の縮減を図り、引き続き現在の水準の維持に努める。

給与水準　(国との比較)

ラスパイレス指数 [105.0]

類似団体内順位	全国市平均	全国町村平均
14/88	106.9	103.3

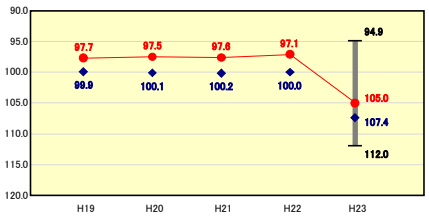

ラスパイレス指数の分析欄

全国市平均を1．9ポイント下回っているが、今後とも人事院勧告及び沖縄県人事委員会の勧告に基づき給与の適正化を図る。

○浦添市行政改革推進委員会規則

平成７年11月29日
規則第28号
改正　平成９年３月31日規則第12号
平成10年３月31日規則第19号
平成11年３月31日規則第17号
平成12年３月30日規則第17号
平成24年10月16日規則第32号

（趣旨）

第１条　この規則は、浦添市附属機関設置に関する条例（昭和47年条例第４号）第３条の規定に基づき、浦添市行政改革推進委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他必要な事項を定めるものとする。

（位置）

第２条　委員会は、総務部内に置く。

（任務）

第３条　委員会は、浦添市行政改革大綱について、市長の諮問に応じ審議し、答申するものとする。

２　委員会は、行政改革の推進について、市長に対し必要な助言を行うことができる。

（組織）

第４条　委員会は、10人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

(1)　学識経験者

(2)　市の職員

(3)　その他市長が必要と認める者

（任期）

第５条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任することを妨げない。

２　補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（委員長及び副委員長）

第６条　委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

２　委員長は、会務を総理する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、その職務を代

理する。

（会議）

第７条　委員会は、委員長が招集する。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

３　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

４　委員長は、会議における審議の参考に供するため必要と認める場合には、委員でない者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、総務部行政改革所管課において処理する。

（補則）

第９条　この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附　則

１　この規則は、平成７年12月１日から施行する。

２　浦添市行政改革審議会設置要綱（昭和61年訓令乙第２号）は、廃止する。

附　則（平成９年３月31日規則第12号）

この規則は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成10年３月31日規則第19号）

この規則は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成11年３月31日規則第17号）

この規則は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月30日規則第17号）

この規則は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成24年10月16日規則第32号）

この規則は、平成24年11月１日から施行する。

○浦添市行政改革推進本部設置要綱

平成７年２月３日
訓令甲第１号
改正　平成９年３月31日訓令甲第７号
平成10年３月31日訓令甲第６号
平成11年４月１日訓令甲第12号
平成12年３月31日訓令甲第２号
平成18年12月22日訓令甲第25号

（設置）

第１条　行政改革の推進を図るため、浦添市行政改革推進本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第２条　本部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)　行政改革大綱の策定及び実施に関すること。

(2)　その他行政改革に係る重要事項に関すること。

（組織）

第３条　本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

２　本部長は市長、副本部長は副市長をもって充てる。

３　本部員は、浦添市市政運営会議規程（平成10年訓令甲第３号）第８条第１項に規定する庁議構成員（市長、副市長を除く。）をもって充てる。

（本部長及び副本部長）

第４条　本部長は、本部を総括する。

２　副本部長は本部長を補佐し、本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

（会議）

第５条　会議は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

２　会議は、本部構成員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

（専門部会）

第６条　本部に専門的事項を調査研究させるため、専門部会を置く。

２　専門部会員は、職員のうちから本部長が任命する。ただし、専門部会長は、行政改革所管課長をもって充てる。

３　専門部会長は、専門部会における調査研究の結果を本部に報告しなければならない。

（庶務）

第７条　本部の庶務は、総務部行政改革所管課において処理する。

（補則）

第８条　この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が定める。

附　則

１　この訓令は、公布の日から施行する。

２　浦添市行政改革推進本部設置要綱（昭和61年訓令乙第３号）は、廃止する。

附　則（平成９年３月31日訓令甲第７号）

この訓令は、平成９年４月１日から施行する。

附　則（平成10年３月31日訓令甲第６号）

この訓令は、平成10年４月１日から施行する。

附　則（平成11年４月１日訓令甲第12号）

この訓令は、平成11年４月１日から施行する。

附　則（平成12年３月31日訓令甲第２号）

この訓令は、平成12年４月１日から施行する。

附　則（平成18年12月22日訓令甲第25号）

この訓令は、平成19年４月１日から施行する。

浦添市行政改革推進本部作業部会設置要綱

平成 25 年 3 月 8 日　総務部長決裁

（目的）

第 4 次浦添市行政改革大綱・実施計画の策定及びその推進を図るため、浦添市行政改革推進本部専門部会（以下「専門部会」という。）のもとに浦添市行政改革推進本部作業部会（以下「作業部会」という。）を設置する。

（任務）

作業部会では、次のことについて調査研究する。

(1)　第 4 次浦添市行政改革大綱・実施計画の具体的な骨子に関すること。

(2)　第 4 次浦添市行政改革大綱・実施計画の進捗管理に関すること。

(3)　その他行政改革の推進に関し、浦添市行政改革推進本部専門部会長が必要と認める事項。

（組織）

作業部会は、職員のうちから浦添市行政改革推進本部専門部会長が指名する。また、庁内公募により選出することもできる。

委員は 20 人以内とする。

委員の任期は、1 年以内とする。ただし、再任を妨げない。

（部会長及び副部会長）

作業部会に部会長及び副部会長を置き、会員の互選によりこれを定める。

部会長は、作業部会を総理し、代表する。

副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

会議は必要の都度、作業部会長が招集する。

作業部会において調査研究した結果については専門部会長に報告しなければならない。

（解散）

作業部会は、その目的が達成された時に解散する。

（補則）

作業部会の運営等に関し、必要な事項は浦添市行政改革推進本部専門部会長が別に定める。

平成26年2月19日

浦添市長　松本　哲治　様

浦添市行政改革推進委員会
委員長　前津　榮健

第4次浦添市行政改革大綱について（答申）

平成25年2月27日に、市長から新しい行政改革大綱の策定についての諮問を受け、当委員会において、浦添市が行うべき行政改革について審議を行ってまいりました。

浦添市は、昭和56年に行政改革委員会を設置し、継続して時代に即した行政改革を行ってきました。しかし、今後、ますます厳しい財政状況が続くと予測されるなか、浦添市が持続的に発展するために、少子高齢化社会や環境問題をはじめさまざまな課題に積極的に取り組まなければなりません。

このため、簡素で効率的な行政経営の確立や市民サービスの向上を図り、真に市民の期待に応えることのできる自立した自治体を目指し、全職員が一丸となり行政改革に取り組むことが肝要です。

諮問された「第4次浦添市行政改革大綱の策定」については、基本的に了承し、原案のとおり答申します。

なお、下記のとおり当委員会の意見として提起しますので、今後当局において十分検討されることを要望します。

また、大綱に基づいた実施計画については、社会情勢の変化に適切に対応するため、進行管理をするなかで、実施内容や達成目標、実施スケジュールへの対応も含めて、引き続き協議しながら積極的に取り組んでください。

記

1　積極的な行政改革の実行

真に必要な行政改革とは何かを常に考え、行政の担うべき役割を点検し、重点化することにより、効率的かつ効果的、さらに地方分権の推進から要請される地方自治体の役割を十分に果たせる安定した行財政システムの構築に取り組んでください。

市民の福祉向上と地域社会の発展に最適な行政サービスの提供を最終目標とし、改善と改革を繰り返しながら、PDCA サイクルを活用し、可能と判断したものはスピード感をもって速やかに実施し、より一層実効性のある行政改革を推進してください。

2　市民本位の行政サービスの構築

市民と行政との接点である窓口サービスについては、効率性を高めることはもちろん必要ですが、常に市民の視点に立ち、市民本位の窓口業務体制が構築されることを望みます。

市民が行政へ参画する前提条件である行政情報の積極的な公開・開示についても、年代や特性にかかわらず、広く市民が容易に情報にアクセスできるよう、また、双方向での意見のやりとりができる仕組みを作るよう要望します。

3　職員の意識改革の推進

市職員一人ひとりが経営感覚とコスト意識を持ち、課題と向き合い、成長し、その能力と可能性を最大限に引き出せるよう、組織力の向上と改革に前向きな組織風土の醸成に取り組んでください。主体的に研鑽を積み、従来からの慣例を打ち破る新たな発想と勇気、強い意思を持った自律的職員が、11 万余の市民と手を携え、市民とともに活力あるまちづくりに邁進することを希望します。

職員一人ひとりの力を結集し、全庁的に行政改革に取り組まれることを大いに期待します。

第 4 次浦添市行政改革大綱策定経過

H24.11.01　浦添市行政改革推進委員会規則改正

H24.11.16　浦添市行政改革推進本部開催
① 浦添市行財政集中改革プラン継続取組分報告
② 第 4 次浦添市行政改革大綱策定計画スケジュール（案）

H24.12　浦添市行政改革推進委員会委員委嘱　打診・回答

H25.02.27　浦添市行政改革推進委員会開催（第 1 回）
① 委嘱状交付
② 浦添市行財政集中改革プラン継続取組分報告
③ 第 4 次浦添市行政改革大綱策定について（諮問）

H25.03.08　作業部会設置要綱総務部長決裁

H25.03.27　第 4 次浦添市行政改革大綱素案作成

****

H25.04.23　浦添市行政改革推進本部作業部会発足

H25.05　作業部会で実施項目案検討（各部会区分で会議 3 回開催）

H25.07.12　専門部会で実施項目検討
第 4 次浦添市行政改革大綱原案策定（本部長決裁）

H25.07.31　浦添市行政改革推進委員会開催（第 1 回）　原案審議
H25.08.07　浦添市行政改革推進委員会開催（第 2 回）　原案審議

H25.09.02　浦添市行政改革推進本部へ報告

H25.09.10　パブリックコメント実施
～09.30　同時期に庁内で職員対象に意見募集

（事務局　修正案作成）

H26.01.29　浦添市行政改革推進委員会開催（第 3 回）　修正案審議

（事務局　第 4 次浦添市行政改革大綱最終案とりまとめ）

H26.02.19　浦添市行政改革推進委員会　市長へ答申

H26.03.10　　浦添市行政改革推進本部へ報告

H26.03.31　　第４次浦添市行政改革大綱策定

****

H26.04　　第４次浦添市行政改革大綱実施

浦添市行政改革専門部会・作業部会で各実施項目進行管理